

ID: 56

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町キリン体育館及びキリン運動場の設置並びに管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成22年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第6条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第5条 施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、町長に使用許可を申請し、許可を受けなければならない。 (使用制限)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設及び設備を破損するおそれがあるとき。 (3) 町長が、管理上支障があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日